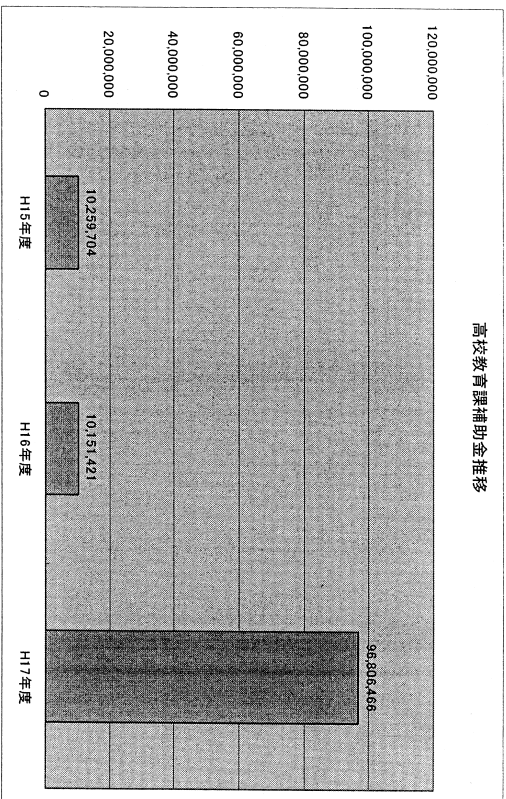


義務教育課の増加は、平成16年度より、心をたがやす国語力向上推進事業費補助金(1,200,000円)、レッツ・チャレンジ小学生英語活動推進事業費補助金(1,771,924円)、心に元気をはぐむ道徳教育推進事業費補助金(2,500,000円)、山梨県エネルギー教育推進事業費補助金(2,266,005円)が開始され、さらに平成17年度より、学びの意欲向上推進事業費補助金(1,000,000円)が開始されたことによるものである。

(4) 高校教育課

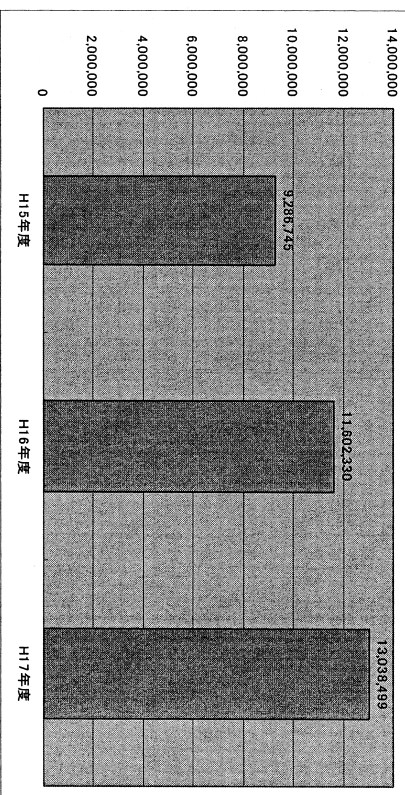


高校教育課の増加は、平成17年度より育英奨学金貸付金補助金(79,388,000円)、育英奨学金運営費補助金(9,069,545円)が開始されたことによるものである。

(5) 社会教育課

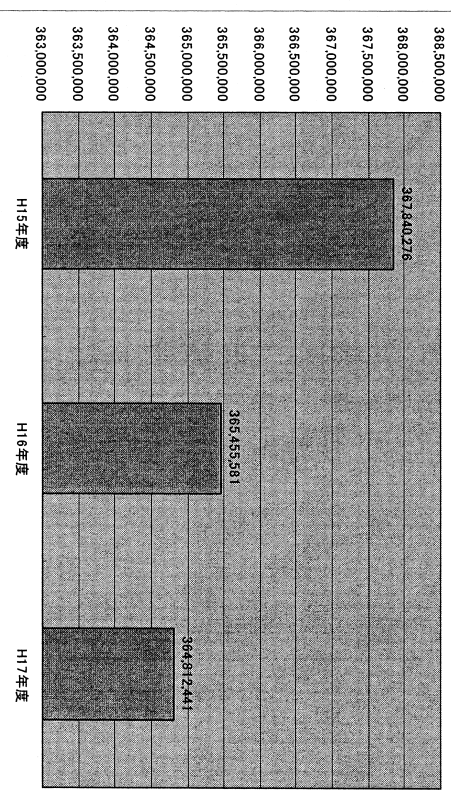
社会教育課は、平成15年度に比べて、補助金額が3,452,054円増加しているが、これは、平成16年度より、少年海外研修事業「フューチャー21」(1,989,000円)、子どもクラブ活性化事業費補助金(350,000円)が開始され、さらに平成17年度より、社会教育関係団体活性化事業費補助金(931,229円)青年による地域活性化事業費補助金(800,000円)、全国地域団体婦人連絡協議会関東ブロック会議開催費補助金(300,000円)が開始されたためである。

社会教育課補助金推移



(6) スポーツ健康課

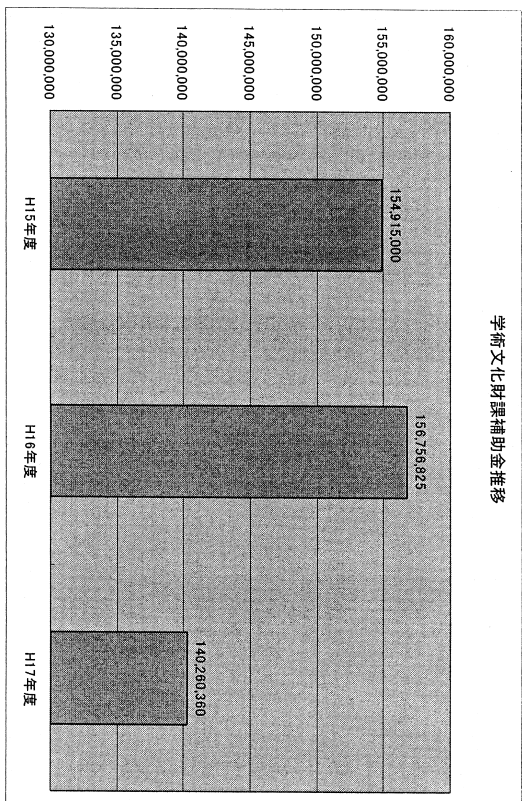
スポーツ健康課補助金推移



県立韮崎射撃場関連事業費補助金(20,668,500円)が平成17年度に実施されたものの、学校体育団体等関係事業補助金(高体連)など他の補助金の給付額が減少しているため、全体として3,827,835円減少している。



(7) 学術文化財課



学術文化財課の減少要因は山梨県文化財保存事業費補助金の減少によるものである。

対象課全体では、平成15年度に比較して補助金が80,675,270円増加しているが、課別の推移からわかるように、高校教育課が86,546,762円増加し、義務教育課が8,737,929円増加しているのが主要な原因である。監査対象補助金の平成15年度からの増加、減少の内訳を各課別に見てみると、以下の表のようになる。

課	増加(うち新規)	同額	減少	計
総務課	1	-	-	1
福利給与課	2	1	1	4
義務教育課	5(5)	1	-	6(5)
高校教育課	3(2)	3	1	7(2)
社会教育課	5(5)	-	2	7(5)
スポーツ健康課	2(1)	3	9	14(1)
学術文化財課	-	1	2	3
計	18(13)	9	15	42(13)

平成16年度あるいは平成17年度に新規に開始された補助金は以下の通りである。

補助金名	金額	担当課
育英奨学金貸付金補助金	79,388,000	高校教育課
県立韮崎射撃場関連事業費補助金	20,668,500	スポーツ健康課
育英奨学金運営費補助金	9,069,545	高校教育課
少年海外研修事業「フイールコア21」	1,989,000	社会教育課
レッツ・チャレンジ小学生英語活動推進事業費補助金	1,771,924	義務教育課
心をたがやす国語力向上推進事業費補助金	1,200,000	義務教育課
学びの意欲向上推進事業費補助金	1,000,000	義務教育課
社会教育関係団体活性化事業費補助金	931,229	社会教育課
青年による地域活性化事業費補助金	800,000	社会教育課
子どもクラブ活性化事業費補助金	350,000	社会教育課
全国地域団体婦人連絡協議会関東ブロック会議開催費補助金	300,000	社会教育課

新規補助金以外で補助額が増加した補助金は以下の通りである。

補助金名称	所管	15年度からの増加額	増加率	効果の測定
国際スポーツ交流事業交流試合運営費補助金	スポーツ健康課	318,000	118%	有
富士吉田市立下吉田南コミュニティセンター運営費補助金	総務課	189,000	14%	無
平成17年度山梨県高等学校生活指導員連絡協議会補助金	高校教育課	150,000	33%	有
教職員互助会補助金(職場厚生活動費)	福利給与課	132,000	0%	有
教職員互助会補助金(職場厚生健康管理助成)	福利給与課	60,000	0%	有

減少額の上位10補助金は以下のとおりである。

補助金名称	所管	15年度からの減少額	減少率	効果の測定
山梨県文化財保存事業費補助金	学術文化財課	-13,727,000	-9%	有
(財)山梨県体育協会事業費補助金	スポーツ健康課	-5,799,815	-2%	有
学校体育団体等関係事業補助金(高体連)	スポーツ健康課	-5,761,000	-60%	有
山梨県スポーツ祭実行委員会補助金	スポーツ健康課	-5,740,416	-27%	有
学校体育団体等関係事業補助金(小中体連)	スポーツ健康課	-3,413,000	-63%	有
交通被災児童就学奨励費補助金	高校教育課	-2,060,783	-82%	有
山梨県高等学校体育連盟補助金	スポーツ健康課	-1,915,000	-9%	有
山梨県無形民俗文化財保存事業費補助金	学術文化財課	-927,640	-91%	有
国民体育大会選手派遣費等補助金	スポーツ健康課	-882,596	-2%	有
教職員互助会補助金(運営費補助金)	福利給与課	-760,000	-1%	有

第3部 監査の結果

第1 総務課

(1) 富士吉田市立下吉田南コミュニティーセンター運営費補助金

交付先	富士吉田市
事業の目的	県立吉田高等学校の文化活動の推進
事業の内容	吉田高校の文化活動のため、富士吉田市下吉田コミュニティーセンター2階部分を同校の文化創造館として利用するため、運営費の一部を助成する。
事業開始時期	昭和62年12月1日
事業終了時期	なし
補助率	消耗品費・清掃費 10分の10 燃料費・光熱水費・下水道料金 10分の7.8 警備委託料・検査手数料・保険料・清掃用具使用料 2分の1
効果測定	なし
事業実績額	1,588,000円
担当部署	総務課

① 県事業に対する補助金の支出となっているもの

県では、昭和61年度から、県立高等学校(29校)の付属施設として、宿泊施設及び高等学校と地域の交流施設として文化創造館を計画的に整備してきている。そのうちの一つである県立吉田高校の文化創造館は、独立した建物ではない。富士吉田市が計画していたコミュニティーセンターの敷地に県有地を無償で貸与し、文化創造館の機能を持った施設を建設することとしたものであり、本事業の計画初年度には財政的な負担を抑えながら整備を実現したものである。

ところで、平成17年度の当該施設の燃料費、光熱水費、下水道料金については、要綱上「使用実績により別に定める」とし、実績報告の計算では、実績額に0.78を乗じて得た額を富士吉田市に補助している。

このことは、「県立高校の文化活動」という県の事業に市の施設を利用し、その施設の運営費に補助金を出しているということであり、実質上、県の事業に県が補助していることにもなる。

県立高校の文化活動に要する費用は、他の28の文化創造館と同様に教育予算として組み立て執行すべきものであって、他の団体の行う事業に見立てて補助金でまかなうような方法は適当でない。

県の事務事業に対する的確な理解がないままに組み立てた仕組みと思われるが、昭和62年12月から補助してきているものではあっても、直ちに廃止し、本来の姿に戻すべきものと考ええる。

第2 福利給与課

(1) 腰痛検診委託

契約の相手	あけぼの医療福祉センター・松澤整形外科・今井整形外科・はちすか整形外科クリニック・山梨赤十字病院整形外科
事業の目的	特殊教育諸学校において児童・生徒の移動等の介助が業務に付随する教職員及び埋蔵文化財センターにおいて発掘業務に従事する職員の腰痛症の予防、早期発見、早期治療及び再発防止に資する。
事業の内容	腰痛について、既往症の調査、自覚症状の有無、診察、脊柱検査、神経学的検査、脊柱機能検査、腰椎・頸椎レントゲン検査、運動機能検査を行う。
事業開始時期	平成5年度
契約の方法	随意契約
契約期間	平成17年11月1日から平成17年12月22日
事業費積算方法	診療報酬点数表に準じて費用額(単価)を設定し、健診人数に応じた積算
契約金額	単価契約
支払額	233,474円
担当部署	福利給与課

① 検診の受診率が低調なもの

腰痛検診は、5つの医療機関に委託して行うもので、過去4年間の受診状況は、表のとおりである。

(表) 腰痛検診受診状況推移

施設名	年度	14	15	16	17
わかば養護学校	対象職員数	97人	116人	115人	45人
	要2次検診未検診	24人	46人	23人	9人
学校		7人	8人	1人	5人

	2次未検診率	29.16%	17.39%	4.34%	55.55%
ふじぐくら 養護学校	対象職員数	69人	68人	77人	82人
	要2次検診 未検診	19人	29人	22人	21人
	2次未検診率	26.31%	44.82%	9.09%	0.95%
やまびこ養 護学校	対象職員数	53人	55人	56人	56人
	要2次検診 未検診	8人	17人	14人	9人
	2次未検診率	37.50%	29.41%	57.14%	66.66%
かえで養護 学校	対象職員数	59人	71人	73人	77人
	要2次検診 未検診	15人	26人	10人	15人
	2次未検診率	86.66%	73.08%	70%	86.66%
盲学校	対象職員数	28人	30人	34人	9人
	要2次検診 未検診	12人	17人	8人	1人
	2次未検診率	16.66%	29.41%	0%	0%
埋蔵文化財 センター	対象職員数	35人	34人	32人	8人
	要2次検診 未検診	5人	10人	7人	3人
	2次未検診率	80%	40%	0%	100%
甲府養護学 校	対象職員数	106人	109人	99人	87人
	要2次検診 未検診	18人	36人	19人	21人
	2次未検診率	33.33%	38.88%	26.31%	52.38%
あけぼの養 護学校	対象職員数	66人	66人	55人	52人
	要2次検診 未検診	15人	36人	12人	8人
	2次未検診率	20%	11.11%	0%	37.50%
ろう学校	対象職員数	2人		16人	1人
	要2次検診 未検診	1人		6人	1人
	2次未検診率	0%		16.66%	0%
合計	要2次検診 未検診	117人	217人	121人	88人
	2次未検診率	43人	72人	24人	43人

2次未検診率	36.75%	13.11%	19.83%	48.86%
--------	--------	--------	--------	--------

この健診は、労働安全衛生法に根拠を置く「定期健康診断」、「海外派遣職員健康診断」のほかに、同法に基づく総括安全衛生管理者が必要と認める事業として実施しているものである。

総括安全衛生管理者（教育次長）が必要と認めた腰痛検診は、厚生労働省指針で定めるところにより実施されている。

その手順は、既往症の調査は、教育委員会で行い、その結果を衛生管理医がチェックして検診対象（2次スクリーニング）となる職員を選別して実施している。

平成17年度については、2次スクリーニングの対象とされた職員（88人）のうち、受診しない者の数が43人と約半数に達している。（過去の推移は、表のとおりである。）法に基づくもので総括安全衛生管理者が必要と認めた検診の受診状況がこれよりよいか。既往症調査対象者数417人のうちの88人を2次スクリーニングの対象とし、その約半数が検診を受診しないのは適当でない。

既往症等の調査対象とした職員の腰痛の発症状況を把握するなどした上で、2次スクリーニングの対象者の絞り込み方法等健診のあり方を検討すべきである。

(2) 県立学校教職員及び教育庁職員の定期健康診断等委託

契約相手	(財) 山梨県健康管理事業団
事業の目的	教職員の健康診断を行い健康維持を図る。
事業の内容	県立学校教職員及び教育庁職員の定期健康診断及び成人病検診等を行う。(実施時期については、県立学校教職員は学校保健法施行規則第3条の規定により、毎年6月30日までに行う)
事業開始時期	不明
契約の方法	指名競争入札(5者)
契約期間	平成17年4月15日から平成18年3月15日
予定価格積算方法	検査項目別に単価を算出
契約金額	単価契約
支払額	17,855,241円
担当部署	福利給与課

① 競争性のある入札を実施すべきもの

当該委託業務については、平成16年度までは、随意契約により、(財) 山梨県健康管理事業団に委託を行ってきた。平成17年度は、5者による指名競争入札を実施した。しかし、(財) 山梨県健康管理事業団以外の業者は、本件事業が4月から6月までの年度当初のため準備する時間がないことを理由に入札を辞退し、結局、従



来の(財)山梨県健康管理事業団が落札し、契約を結んでいる。  
 随意契約から指名競争入札に契約方法を変更したのであるから、指名競争入札が適正に実施されるよう、委託業務の仕様を早期に詳細に公表し、委託業務の特性(毎年4月～6月の間に、県内約60カ所の巡回検診等)を業者が理解し、年度当初すべの入札(4月15日頃)に対応できる時間的余裕も考慮し、同じ条件の中での真に競争性のある入札を実施すべきである。

(参考) 県立学校教職員及び教育庁職員の定期健康診断等委託

平成17年度	入札日程
平成17年4月5日	業者に入札の通知
4月8日	入札説明会
4月12日	入札実施
4月14日	委託契約の締結
4月15日	委託事業の開始

### 第3 学校施設課

#### (1) 公立学校施設台帳マイクログラム作成業務委託

契約相手	(株) ムコヤマ
事業の目的	公立学校施設台帳の永久保存
事業の内容	公立学校施設台帳をマイクログラム化する。
事業開始時期	平成18年1月28日
契約の方法	随意契約(2者見積合せ)
契約期間	平成18年1月28日から平成18年2月28日
予定価格積算方法	業者見積を参考に積算
契約金額	単価契約：単価1,848円(予定数量70シート)
事業実績額	114,576円(=1,848円×62シート)
担当部署	学校施設課

#### ① 公立学校施設台帳を一括電子データ化するべきもの

公立学校施設台帳は、毎年度、公立学校施設実態調査報告書を作成するために文部科学省から都道府県に調査依頼されているもので、当該施設台帳のうち学校施設図面を除き、電子データ(M0等)で同省に提出されている。県は、この施設台帳を永久保存す

るために、昭和40年度以降、学校施設図面を含めて一括して全てマイクログラムにする方法をとっている。  
 しかしながら、現行の保存方法は、その利用にはマイクログラムリーダーが必要であり、適時適切には利用しにくく、適切な保存方法とは言い難い。  
 学校施設図面の部分については、スキャナー等によって電子データ化(CD・HDD等)する方法もあることから、一括して電子データとして保存すべきである。

#### (2) 県立学校及び教育施設の夜間機械警備業務委託(①)

契約相手	日本連合警備(株)
事業の目的	33箇所の教育施設(各学校等の施設及び物品をいう。)の火災、盗難及び不良行為等を防止する。
事業の内容	自動警報装置による警備を実施し、これにより報知された場合には、立ち入り点検を行う。
事業開始時期	平成17年4月1日
契約方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	甲府市からの距離を参考に積算
契約金額	34,589,520円
担当部署	学校施設課

#### (3) 県立学校及び教育施設の夜間機械警備業務委託(②)

契約相手	セコム山梨(株)
事業の目的	14箇所の教育施設(各学校等の施設及び物品をいう。)の火災、盗難及び不良行為等を防止する。
事業の内容	自動警報装置による警備を実施し、これにより報知された場合には、立ち入り点検を行う。
事業開始時期	平成17年4月1日
契約方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	甲府市からの距離を参考に積算
契約金額	15,900,360円
担当部署	学校施設課

#### (4) 県立学校及び教育施設の夜間機械警備業務委託(③)

契約相手	総合警備保障(株)
事業の目的	1教育施設(各学校等の施設及び物品をいう。)の火災、盗難及び

事業の内容	不良行為等を防止する。
事業開始時期	自動警報装置による警備を実施し、これにより報知された場合は、立ち入り点検を行う。
事業の方法	平成17年4月1日
契約の方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
予定価格積算方法	甲府市からの距離を参考に積算
契約金額	592,200円
担当部署	学校施設課

① 契約条項を実施と整合させるべきもの

平成17年度、県立学校及び教育施設の夜間機械警備業務は、いずれの委託契約においても一者随意契約であったため、一昨年の包括外部監査報告を受けて、平成18年度、学校等ごとに契約後8年経過のものについて指名競争入札を実施した。8年間の長期契約を締結している。その結果、8年間全体額(約345,656千円)で平成17年度の契約額ベース(51,082千円)に8を乗じて得た額(約408,656千円)と比較すると凡そ6,300万円の経費節減になっている。

ところで、関連で平成18年度の契約内容を監査したところ、契約条項では設備費(工事費)は乙(業者)の負担とされているが、業務委託の積算内訳をみると、工事費が含まれており、実際には甲(県)の負担であることから契約条項と実際の内容が異なっており適切でない。  
経費の負担実態と契約条項とを整合させるべきである。

(5) 県立学校及び教育施設の自家用電気工作物保安管理業務委託

契約相手	(財) 関東電気保安協会
事業の目的	県立学校及び教育施設の自家用電気工作物保安管理
事業の内容	電気工作物の維持及び運用について定期的な点検、測定及び試験を行い、技術水準の規程に適合しない事項又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置を報告すること、など。
契約の方法	随意契約(1者)
契約期間	平成17年4月1日から平成18年3月31日
事業費の積算方法	(財) 電気保安協会の「保安業務手数料細則取扱要領」による。
事業実績額	14,598,141円(県立学校等教育施設:52施設)
担当部署	学校施設課

① 自家用電気工作物について適時適切な改修等を行うべきもの

教育委員会は、県立学校及び教育施設の自家用電気工作物について(財) 関東電気保安協会と自家用電気工作物保安管理業務委託契約を締結し、同電気保安協会から改善事項等点検結果報告書が提出されている。

しかしながら、同電気保安協会からの平成18年3月分点検結果報告書における改善要請事項について、3月以降、監査日(平成18年8月31日)現在までに改善されていないものについてみると、今後、改善予定のものもあるが、下表のとおり、多くの改善要請事項が未改善のままであるのは適正でない。

自家用電気工作物の安全及び適正な管理のために多額の経費(保守点検費)をかけていることから、点検結果報告により改修等を要請されるものについては適時適切な改修等を行うべきである。

(表) 自家用電気工作物点検結果未改善調べ(平成18年8月31日現在)

施設名	点検結果報告書の改善要請事項(年度末)のうち未改善のもの
上野原高等学校	① キュービクルから管理棟(屋外):マンホールに浸水(電線の劣化、絶縁低下の原因となる。)要改修 ② 屋外キュービクル:キュービクルに発錆 要塗装 ③ 地下汚水処理盤:主幹の漏電遮断器が動作不良 要交換
都留高等学校	① 受電キュービクル:電灯トランス100KVAは定格電流以上使用することがある。増設推奨 ② 校舎キュービクル:電灯トランス75KVAは定格電流以上使用することがある。増設推奨 ③ 校舎キュービクル:キュービクルに発錆 改修推奨
山梨高等学校	① 屋外、受電用キュービクル:キュービクルの外箱発錆 要塗装 ② 屋外、トランスキュービクル:過電流継電器(OCR)動作特性不良 要改修(T相の瞬時要素) ③ 屋外、トランスキュービクル:真空遮断器(NCB)の開閉機構が動作不安定 要改修(リセットがかかりにくい時がある。)
ろう学校	① 構内1号柱:柱上負荷開閉器(PAS)の操作ひも劣化 要交換
塩山高等学校	① 受電室キュービクル:モーター変圧器の本体に亀裂 要修理又は要交換(単相150KVA)
農林高等学校	① 水耕温室電灯電力盤:漏電遮断器のテスト釘動作不良 要改修(日東製 天窓回路) ② 水耕温室電灯電力盤:漏電遮断器のテスト釘動作不良 要改修